

東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言 (概要)

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

- 東京電力福島第一原子力発電所事故のあらゆる課題は、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。
- 地方公共団体又は事業者等が原子力災害に起因して実施した除染、廃棄物処理、風評被害などに要する費用は、すべて国庫又は東京電力の負担とすること。

- ・ 特定復興再生拠点区域の整備
除染や廃棄物の処理を国の責任で実施
- ・ 放射性物質に汚染された焼却灰、下水道汚泥などの廃棄物等の処理
8,000Bq/kg 超は国が処理するが、最終処分場は未確保
- ・ 根強い風評と加速する風化という二つの逆風

2 財政支援の継続、復興交付金等の手続の簡素化等

- 「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（国の復興推進会議で決定）に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、手厚い財政支援措置を継続し、十分に財源を確保すること。

- ・ 平成 28 年度以降 5 年間の事業規模（6.5 兆円程度） ⇒ 十分な財源確保
全額国庫負担継続：復興交付金の基幹事業、原発事故由来の事業など
一部地方負担導入：復興交付金の効果促進事業、道路・港湾等の直轄事業

3 被災地方公共団体に対する人的支援の強化

- 被災地方公共団体に対する国・独立行政法人や民間企業からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。
- 復旧・復興業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

- ・ 国家公務員（正規職員）の派遣 92 人（H29. 3）
- ・ 復興庁非常勤職員の市町村駐在 107 人（H29. 3）
- ・ 全国の自治体からの職員派遣 2,047 人（H28.10）
（ 1,102 人：都道府県
945 人：市町村 ）